

固定資産税の縦覧・閲覧制度

縦覧制度とは？

土地や家屋の所有者で固定資産税の納税者は、他の土地や家屋の評価額等を縦覧帳簿により縦覧し比較ができる制度です。

縦覧期間

4月3日(月)～5月31日(水)
 ※土・日・休日を除く平常執務時間内

縦覧できる方

納税者、納税管理人、委任状を有する代理人

閲覧制度とは？

土地や家屋を所有している方などが、課税内容や税額等を確認することができる制度です。

閲覧期間

通年
 ※土・日・休日を除く平常執務時間内

閲覧できる方

納税義務者、納税管理人、委任状を有する代理人、借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人、管財人、訴え提起者(民事訴訟費用等に関する法律により、申立てをしようとする者が、当該申立ての目的である固定資産の価格により裁判所へ申立て手数料を納める必要がある場合)

なお、借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人、管財人、訴え提起者の方は、権利関係等を証明する書面(賃貸借契約書、売買契約書、登記簿謄本、戸籍謄本、選任書、訴状など)の提示が必要となります。

また、縦覧期間中は、所有者の方に課税台帳の写しを無料で交付いたしますので、窓口でお申し出ください。

縦覧・閲覧場所
 税務課窓口

縦覧・閲覧を申請される方は身分証明書(運転免許証、健康保険証、納税通知書など)の提示が必要となりますので、ご協力をお願いします。

※固定資産税の納税通知書は、5月1日(月)に発送する予定です。また、第1期納期限は5月31日(水)となります。



国民年金

保険料が変わります

平成18年4月より国民年金の保険料が月額13,860円に変更になります。

通常の口座振替の方は5月末から、早割の口座振替の方は4月末から引落し金額が変わりますのでご注意ください。

※ただし、月末が土曜・日曜・祭日の場合は翌営業日になります。

◎学生納付特例の申請は4月から！

学生本人の所得が118万以下である場合、申請書を提出し承認されると、国民年金保険料の納付が猶予されます。

料の納付が猶予されます。ただし毎年度4月に届出が必要ですが、昨年申請された方であっても、今年度も学生納付特例を希望する場合は必ず申請をして下さい。

申請の際には、年金手帳・印かん(本人が署名する場合には不要)・在学証明書または学生証(コピー可)を用意して、役場または支所にて手続きしてください。

◎問い合わせ
 町民課 ☎内線275

大磯町内に住所を有する小学生について、下表のとおり予防接種を実施します。

▼町内の小学校に
 就学している児童
 申し込みの必要はありません。

▼町外の小学校に
 就学している児童
 予防接種を希望する方はご連絡ください。接種時期になりましたら、接種を受けることのできる契機で無料で接種が受けられます。

◎問い合わせ・申し込み
 子育て介護課
 ☎内線309

小学生の 予防接種を実施

年金制度が変わります

障害基礎年金と老齢厚生年金(または遺族厚生年金)は、従来は65歳以降にどちらかを選択するようになっていましたが、平成18年4月からは同時に受けることが可能となります。

これにより、障害を持ちながら働く方などが納付した保険料が、将来の給付に結びつくようになります。

◎問い合わせ
 ・平塚社会保険事務所 ☎(22)1515
 ・町民課 ☎内線275

対象年齢	標準的な接種時期	回数
11～12歳	小学校6年	1回

二種混合
 (ジフテリア
 破傷風)